

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年 月 日 ( 第1回更新 )
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	紫波町 ( 03321 )
地域名 (地域内農業集落名)	志和 ( 上久保 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	(92.12) 86.57 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	(85.4) 82.73 ha
② 田の面積	(79.71) 78.88 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	(5.69) 0.97 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.97 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

(現状)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・紫波町の西部に位置する水田地帯であり、水稻は減農薬栽培を基本として取組を行い、生産コストの低減に努めている。</li> <li>・圃場整備事業により圃場は30a以上の区画に整備されており、平地地帯であり作業効率が良い。</li> <li>・生産調整について、団地化して小麦と小麦収穫後のそばを作付して土地の有効利用を図っている。</li> <li>・地域内農地は、担い手農業者により耕作されており、担い手への集積率は高い状況にある。</li> </ul>
(課題)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻の減農薬栽培により、生産コストは低減されているが、単収の落ち込みがあり、収量向上が課題である。</li> <li>・戸あたりの水田面積が多く、園芸作物の導入が難しい。</li> </ul>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稲(もち米)を主要作物としつつ、引き続き集落営農組織による小麦、そばの作付けを行う。  
・地域内農地はほとんどがすでに営農組合及び担い手農業者へ集積されているため、今後は引き続き担い手農業者が耕作を継続できるよう、農地の集約化(団地化)や耕作条件整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

営農組合を中心に貸し出せる農地を整理して、目標地図の更新を図りながら効率的な農用地の活用を図る。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	(88.7) 98.40 %	将来の目標とする集積率	(95.18) 98.46 %
--------	-------------------	-------------	--------------------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

既存の団地に隣接する形で農地の集積を進め、併せて担い手同士の農地交換を基本とした集約化に取り組むことで、担い手の作業効率を向上させ、経営コストの低減を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

現在の担い手にほぼ農地は集積できており、個別農家から農地の賃貸借の意向があれば、目標地図に基づき、担い手に農地を集積・集約していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。現在利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。

(3) 基盤整備事業への取組

既に基盤整備事業が実施された区域であり、現状では農家負担等も考慮すると大規模な基盤整備事業の導入は困難である。よって、地区内のほ場毎に現状と課題、必要な整備を把握し、各種補助事業を活用して担い手が働きやすい環境を整備していく。特に、給水弁、ほ場畦畔の整備が喫緊の取組である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

現在の担い手農業者の後継者の意向を確認しつつ、行政やJAなどの農業関係機関と協力し、地区内外の新規就農予定者の確保も同時に進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

行政等関係機関からの情報提供を受けながら、農業支援サービス事業者の活用も検討を進める。



## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

志和（上久保）地区 目標地図

